

高橋文治著

## モンゴル時代道教文書の研究

井 黒 忍

### I

本書の目的は極めて明快である。直譯風白話文を読むこと、その成立過程を考えることに盡きる。すなわち、史料の解讀自體が本書の目的であり、方法であり、結果でもある。さらに、その表現方法として錢大昕ら清朝考證學者の札記や跋文に類する形式が用いられることによって、シンプルでありながら、かつ文學の本質とも言うべき史料の総合的な「讀み」が提示される。したがって、本書の意義も史料の讀み自體に存在する。校訂、斷句、譯、注の中にちりばめられたエッセンスを適宜ひろい集め、安易にそれらをまとめ合わせることは、かえって本書の價值を矮小化することになる。評者の能力不足を自覺しながらも、やはり「讀み」には「讀み」で向き合ってみたい。

とは言え、著者はこれまで石刻を活用したモンゴル時代史研究を牽引し続けてきた研究者であり、本書はその成果の粹を集めたものである。向き合うべき壁はあまりに高く、本質的な議論に踏み込むことは難しい。本評は史料を補足訂正し、若干の關聯情報

を追加する程度のものに過ぎないことをあらかじめお断りしておきたい。ただし、現地に碑刻を訪ねるのみならず、自身が實見した碑文とそうでない碑文とを厳密に區別して使い分けるといった著者ならではのストイックな研究姿勢に鑑みれば、その根幹である史料に關していささかの補訂を行うこともあながち無意味とは言えないであろう。その上で、わずかばかりの評者なりの「讀み」を示しえれば望外の幸いである。

各論への言及に先立ち、まずは本書の構成を示すとともに直譯體風白話文の性格を整理しておこう。

### 序 論 直譯風白話發令文の性格

#### 第一章 全眞敎文書の性格とその展開

##### 第一節 太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨をめぐって

##### 第二節 附論「孟廟丁酉年免差役賦稅碑」をめぐって

##### 第三節 クビライの令旨二通

##### 第四節 李志常の給文碑

##### 第五節 一二三八年から一二五二年へ

##### 第六節 「大蒙古國累朝崇道恩命之碑」をめぐって

##### 第七節 張志敬の給文碑

##### 第八節 餘論「任風子」劇をめぐって

#### 第二章 發給文書から見たモンゴル時代の道教

##### 第一節 張留孫の登場前後

##### 第二節 附論「宣授釋敎都總統」の出給文

##### 第三節 至元十七年の放火事件

##### 第四節 武宗カイシャンと苗道一

第五節 承天觀公據をめぐって

第六節 晉祠至元四年碑をめぐって

第七節 阿識罕大王の令旨をめぐって

注

あとがき

索引

重要引用文献表

本書冒頭には鮮明な十枚の拓影・碑影が口繪として載せられる。各論の原載論文に掲載されたものに加え、口繪Ⅷ「重修汾東王廟碑」碑陽の拓影が中央研究院歴史語言研究所の「遼金元拓本數位典藏」にて電子公開されるほかは、いずれもこれまでに公刊された石刻關聯書籍やデータベースにも未掲載のものであり、學術的價値は高い。惜しむらくは、口繪Ⅶ「重修汾東王廟碑陰」の右截が見えにくいことである。第二章第六節にて取り上げられる同碑は晉祠唐叔虞祠正殿の前面東側に現存するが、壁際ぎりぎりに置かれるために現地でも碑陰を確認することができない。碑陽本文のみならず、碑陰の情報や寸法、その状態に至るまで細やかな注意を向ける本書であればこそ、判讀可能な拓影が望まれた。

とは言え、これら拓影・碑影の掲載に加えて、本文中の端々において見られる學術史資料の公開に對する著者の姿勢には大いに共感を覚える。未紹介の史料であつても、いやそうであるからこそ積極的にこれを活用し、論文を執筆して公開に努める。もちろん許可を得ての上である。著者らの驥尾に附して現地碑刻調査を行つてきた後進の一人としてさらに欲を言えば、許可の出所を具

體的に示して頂きたかつた。未著録・未報告の石刻の利用の是非をめぐつては、研究者各人によつて見解が分かれるところである。許可を得るに至る具體的な手順を示すことで、無斷使用の誹りを免れるとともに、現地調査から論文執筆に至るまでのトータルな方法を共通認識として確立することが可能となろう。

本書において解讀の對象となるのは、モンゴル時代（および民初）に特有の直譯體風白話文と呼ばれる文體で書かれた發令文と公文書であり、主として王族や政府機關、道士を發給者とし、道士や道觀を受給者とする文書とこれを刻した碑文である。難讀の文體として知られる直譯體風白話文に對しては、昭和二四年（一九四九）に東方文化研究所、人文科學研究所、京都大學文學部の研究者によつて『元典章』の講讀會（正式に人文科學研究所の研究班として「元典章研究班」が發足したのは一九五四年）が開始されて以降、解讀への營爲が積み重ねられてきたことは周知の通りである。國內においては、田中謙二の研究に續く本格的な專論であり、專著としてはその嚆矢と位置づけられる<sup>23</sup>。

本書の序論および第一章第一節に詳述される直譯體風白話文の性格と特徴は以下の四點にまとめられる。

一、吏牘體の一種であり、官廳で遣り取りされることを前提にした書面語である。ただし、不完全な文體であり、歴史狀況の把握なくしては文法構造さえ規定できない。解讀に當つては、歴史狀況まで含めた文脈を讀み手の側で想定し、互いに照合、参照、補完する必要がある。

二、白話を基調とするモンゴル語原文の翻譯である。漢語を母國語としない人たちによつて漢語翻譯が始められたことに加えて、

方言や俚語に相當する外國語の翻譯には白話體を用いるといった雅俗にかかわる中國の傳統的な發想によって、翻譯には文言ではなく白話が選擇され、白話聖旨は中國史上初めてパブリックな場において書面上堂々と用いられた。

三、政權が關係する場面でしか用いられない書面語である。政權の標識として故意に生硬な翻譯體が選擇され、當初から恐らく政府文書の中でしか機能しなかった。表現の生硬さは權威の證しとして機能するとともに、政權の言語であつたからこそ、ただちに權威化され、定式化が極度に進んだ。

四、クビライ以後の文體には語彙、語法、敘述法の著しい定型化が見られ、それ以前の命令文の文體とは一線を劃す。この定型化は意識的かつ政治的な文體轉換であつた可能性がある。漢語の意味と語順を度外視して外國語原文の構造をより強く意識させる非漢語的語順・語法の採用と文體の定型化は表裏一體のものとして朝廷の權威を背景に時を同じくして短期間のうちに進められた。

こうした文體としての性格分析とともに興味深いのが、その語彙に對する理解である。直譯體風白話文の語彙は一種の記號であり、それぞれにはある明確な指示性が賦與されていて、その指示性抜きに直譯體風白話文を読むことはできない。さらに、これらは實際の口頭語とは別次元の、ある政治的な背景の中で制度や現實を擔うチームとして用いられたとされる。

つまり、モンゴル時代のある特定の歴史状況の中において直譯體風白話文を眺めれば、能記と所記との關係性はおのずと限定され、そこに多様な讀みが存在する餘地は無いということになる。當時の書き手、讀み手の雙方には明白であつた記號が示す指示性

を明らかにすること、すなわちコード（記號）化された語彙やフレーズをデコード（解讀）することによって、直譯體風白話文を「讀む」ことが可能となり、さらにそこから歴史状況の理解へと至ることができるのである。この脱コード化は、記號が指し示す對象をビジュアルに示す原文書の復元によってなし得るものであり、ここにこそ改行、擡頭、空格など原文書の書式を保存する碑刻や元刊本の利用價値が存在することとなる。

續いて、本論中において補訂すべき情報がある箇所について見てみよう。まず、第一章第一節では、『析津志輯佚』『學校』（以下、「學校條」と略する）に收録される太宗オゴデイが癸巳の年（一二三三）に發令した皇帝聖旨を取り上げ、校訂、日本語譯に加えて註が附される。本聖旨は現在確認される限り、歴史的には五番目に古い直譯體風白話文であるのみならず、モンゴルのピチクチ（必闡赤）の漢語教育という直譯體風白話文の成立に直接關聯する問題を扱い、モンゴル朝廷と漢語の組織的な接觸を示すほとんど最初の記録である。さらに、金の滅亡が明らかとなった時点で發令された本聖旨によって、オゴデイはモンゴル語表記や意思の疎通とは異なつた、漢語による命令の傳達、すなわち漢地の文書行政を意圖したとされる。

「モンゴル時代史を考察する上で根本的な意味を有する」（三六頁）と評される本聖旨であるが、本書では言及されない重要な關聯史料「元太宗皇帝御製宣諭後題」が存在する。早くは溫嶺（陳高華）「讀『析津志輯佚』札記」<sup>3</sup>によって「畿輔通志」金石門に同史料が收録されることが指摘され、その後、蕭啓慶「大蒙古國の國子學——兼論蒙漢菁英涵化的濫觴與儒道勢力的消長」<sup>4</sup>にお

いて『欽定國子監志』および『畿輔通志』所収の本史料の一部が利用された。さらに、王建军『元代國子監研究』<sup>5)</sup>では『新增格古要論』(叢書集成本) 卷一〇「古今誥敕題跋」に載せられる全文が提示され、宮紀子『モンゴル時代の出版文化』にも惜陰軒叢書本からの抄譯が見える。したがって、周知の範囲に屬する史料ではあるが、本書における考察内容との關聯から今一度検討を加えてみたい。なお、同史料については冗長ながら註に全文を挙げたあわせて参照されたい。

まずは、『元太宗皇帝御製宣諭後題』(以下、(本) 跋文と略する) について若干の説明を加えておきたい。跋文において「濂謹按」の言が見え、『新增格古要論』ではこれを宋濂の撰とするほか、『欽定日下舊聞考』には末尾に「潛溪集」、『欽定國子監志』に「宋潛溪集」、『畿輔通志』に「宋濂潛溪集」の記載が見え、いずれも宋濂の手になるものとされる。ただし、『新增格古要論』に載せられるその他の宋濂の題跋が文集中にも確認できるのに對して、本跋文のみは現存するどの文集にも収録されない。したがって、可能性としては宋濂に偽託されたものであるか、もしくは文集への収録にあたり漏れた(或いは敢えて漏らされた)ものと考えられる。後者であるとすれば、その撰述年代は宋濂が翰林國史院編修官の任を帯びた至正九(一三四九)〜一八年(一三五八)頃の間と推定され、これは跋文末尾の「纂修史臣或得以參考焉」にも對應する。また、跋文中には「石刻今藏京師、與御賜祭宣聖玉璽、皆提舉學事者司之、每當代去、出以相傳」と述べられるが、上掲期間内に宋濂が京師に赴いたことを證明する史料は確認できず、本碑を自身で目視したかは不明とせざるを得ない。た

だし、ここに見える「御賜祭宣聖玉璽」が、『元史』卷八一・選舉志・學校條の「憲宗四年、世祖在潛邸、特命修理殿廷、及即位、賜以玉璽、俾永爲祭器」に對應するものであることは明らかであり、クビライの即位に當り宣聖廟に賜與された玉璽とともに太宗オゴデイの石刻が提舉學事者によって管理され、大ハーンの代替わりごとに(儀式を伴って)傳承されるものとされていたことは、本書にて強調されるオゴデイ癸巳年聖旨碑の重要性を裏附けるものともなる。

上述のように、本跋文が宋濂に偽託されたものである可能性を否定しざることはできないが、その内容から判斷して撰者が本聖旨碑文自体もしくはその拓本を見ていたことは間違いない。そこでこれを基に本書第一章第一節および第三節における考證を見直せば、以下の點を補訂することができる。

まず、第一章第一節註③「己酉年道士石刻詔」に關して、本書では己酉の年に道士によって立てられた石刻とは、オゴデイ癸巳年聖旨を含めて白話體皇帝聖旨三通と叙任狀一通の少なくとも四通の燕京孔子廟に發令された詔が一つの碑石に刻されたものだったとされる。これを跋文の内容と比較すれば、己酉年一〇月一日に夫子廟の住持である賜紫知觀の李志元によって刻石が命じられ、重玄子葛志仙(後段では志先と記される)によって刻字された石碑が廟内の國子學に立石されたことが明らかとなる。さらに、そこに記された内容はあくまで太宗オゴデイの宣諭(白話體聖旨)二通であった。一通目には、その前半にドロダイ(朶羅鯁)・ノヤン、石抹威得不、耶律綿思哥、小通事の胡土花とムスリムの合住および十投下管匠官人を宛先とし、四教讀を作つてモ

ンゴルおよび漢人の子弟を教育せよという命令があり、後半は「道與……」と宛先をドロダイ・ノヤンに限定し、子弟達への物品の支給を命じたものである。本書註②③において、これらは元來別々の二通の聖旨だったものが、いずれかの段階で一通と錯覺されたのではないかと推定がなされるが、跋文に依る限り、少なくとも立石の段階においてはこれらが一通の聖旨と認識されていたことは明らかである。或いは本書第一章第三節に挙げられる「忽必烈大王甲寅年七月一日の令旨」に見られるように、同一の命令文の中でも異なる内容を異なる対象に命じるために、途中で「更道與……」と文を改める事例に類するものとも考えられよう。

さらに本跋文より明らかとなる点としては、夫子廟の廊廡および學舎の建築費用として臨時的に燕京・眞定の曆日銀が充てられている。耶律楚材によって作成された庚午元暦の賣り上げ金をもって諸路の宣聖廟の修復費用に充てる措置については、本書第一章第二節において詳述されることであるが、この燕京國子學の事例こそがその出發点であったこととなる。また、ドロダイ・ノヤンに對して命じられた後半部分に關しては、跋文の「其子弟日給米人一升、麵如之、肉一斤、晚同給酒四缶、家糧之給亦一升、土著者皆不與」が「學校條」の「各人並教讀人等、每人日支米麵各一斤・肉一斤、本處官人每底孩兒不在此限、外據家糧、每人日支一升。這必闡赤孩兒每、晚後與解渴酒四瓶」に對應する。米麵の單位が「升」、「斤」と異なることはともかく、傍線部の差異は明らかである。これに關しては、註②および③において、「家糧」を「官糧」の誤りであろうとした上で、徵收課稅所等の燕京地區漢人官僚たちの子供たちは（その親である）漢人官僚が官糧

を支給されるために、日々の米・麵・肉を與えられないと解する。しかしながら、跋文によれば、該當部分はモンゴル・漢人の別を問わず、國子學の子弟には毎日米・麵二升、肉一斤が與えられ、さらにモンゴルの子弟たちのみには每晚酒四瓶が與えられた。これらとは別に、子弟の家にも毎日一升が家糧として與えられたが、燕京出身者に關しては支給對象から除外したということになる。つまり、「學校條」の傍線部は「外據家糧、每人日支一升、本處官人每底孩兒不在此限」となるべき語順を誤つたものと考えられるのである。

續く二通目の白話體聖旨に關しても、やはり註③にて言及がなされる。ここではへビの年六月九日の聖旨のあとに「同時有詔二道、今載其一」としながらも、その後白話體の直譯風皇帝聖旨一通と甲午年二月二四日の詔書一通（敍任狀）を掲載することから、上述のように計三通の白話體皇帝聖旨が存在したとされる。ただし、跋文ではあくまで宣諭は二通であり、第二通目の聖旨の發令時期として「所頒之年月、與前同、不書何日。意稍後於前、亦不過旬日爾」の記載が見えることから、これも先の聖旨と同じくへビの年六月に發せられたものであることが分かる。つまり、時を同じくする詔二道とは跋文に載せられる二通の聖旨を意味し、「今載其一」とはその前段に掲載されるへビの年六月九日の聖旨を指す。したがって、これら以外にもう一通の白話體皇帝聖旨はそもそも存在しないこととなる。

そこで跋文に見える第二通目の聖旨であるが、「其一通、諭受學諸弟子員、習漢人文書之外、兼語匠氏藝事、及藥材所用、彩色所出、地理・州郡所紀、下至酒醴・麪藥・水銀之造、食飲・烹飪

之制、皆欲周覽旁通。仍戒飲酒、不可有違、而於習讀之事尤諄也」と記される。これを「學校條」に載せる二題目の白話體聖旨と比べれば、兩者は完全に別の内容となる。ただし、「學校條」に収録されるのは、あくまで「其第二道節該」であり、さらに跋文に載る聖旨の宛先が「受學諸弟子員」、「學校條」に載る聖旨の宛先が「燕京去的必闡赤孩兒」であり、ともにモンゴルのビチクチの子弟である點で一致することにより、兩者は本来同一の聖旨であり、異なる部分がそれぞれに引用されたと考えられよう。特に跋文において興味深いのが、モンゴルのビチクチの子弟が漢人の言葉と書き物を習うだけでなく、工藝・作事の技術、藥材の效能、顔料の産地、地理志・州郡志に記される事柄から、酒・あま酒・こうじ・水銀の製法、飲食・調理の方式に至るまであまねく通じることが求められた點である。これは、まさに跋文中の按語に言う「又能達理事不二、鑿鑿見諸實用」にあたる。ビチクチの子弟に求められた多様な學習分野は、宮紀子がしばしば指摘する實學に通じたモンゴル時代の人士の姿とも重なりあう。さらに工藝や作事などの技術の學習が求められたからこそ、聖旨の宛先に「十投下の管匠官人」が含まれたと考えられる。燕京地區の行政を擔當するドロダイ、石抹威得不、耶律綿思哥以外に、通事二人の選抜を命じられた小通事や、十投下の管匠官人が聖旨の宛先となったのは、それぞれが擔當すべき具體的な役割を備えていたからである。

上述の註③においては、「學校條」には、この二題目の聖旨に續いて甲午年二月二四日に發せられた詔書が敍任狀であったとした上で、ダイジェスト・ミスによって語句の脱落があるため試案

として文章復元がなされる。確かに同條は文章としては意味をなさない語句の羅列であるが、これを跋文と對照することでその理解が可能となる。跋文の對應箇所は、「其左方序列四教讀弟子名、蒙古必闡赤自札古魯眞以下凡一九人、漢人必闡赤自文宣奴而下凡二八人。……(中略)……其數比舊有所加者、續有慕效而來者耳。又列羅・劉二通事、不著其名、又列宣授蒙古必闡赤四牌子總教馮志亨、宣授金牌提舉國子學事中書楊惟中、御前宣議國子學事仙孔八合識李志常、三人の銜名が刻されたのである。(恐らく同一碑面の上下二載に刻された)先の白話體聖旨二通の左側に四教讀の弟子名として、ジャクルジン(札古魯眞)以下一九人の蒙古ビチクチ、文宣奴以下二八人の漢人ビチクチの名が列擧された。さらに名を記さない羅某、劉某の通事二人、宣授蒙古必闡赤四牌子總教馮志亨、宣授金牌提舉國子學事中書楊惟中、御前宣議國子學事仙孔八合識李志常の三人の銜名が刻されていたのである。つまり、「學校條」の甲午年詔書に言う「總教官三員」とは、馮志亨・楊惟中・李志常の三名を指すものであり、碑刻には甲午年の敍任狀がそのまま刻されたのではなく、モンゴル・漢人ビチクチ、通事二名と總教官三名の題名のみが刻されていたこととなる。これもやはり跋文中の按語に言う「且繫其名于籍、非惟不忘其本先、蓋亦慎之至也」に對應するところであり、國子學の出發點として彼らの名は碑刻に記され、とこしえに傳えられたのである。なお、「學校條」の甲午年の詔書に「四教讀」として名の擧がる「劉某、趙某」の記載は跋文には見えない。また、跋文においては子弟數の増加は後に新たに加わった者がいたためとする見解が示されるが、一つの可能性として「劉某、趙某」の二名を含む、陳時可に

よって選抜された秀才二人と馮志亨によって選ばれた秀才二人、通儒道人二人の計六人の漢人の名が文官奴以下漢人ビチクチ二人の名に續いて記されたために計二十八人と誤解されたとも考えられる。

かなり冗長な記述になってしまったが、以下は主に史料ごとを追補できる情報のみを示すこととしたい。なお、字句の訂正については、著者の鑿みにならない、評者が拓本（拓影）および原碑を實見し得たものに限定する。まず、第二節のA碑「孟廟丁酉年免差役賦稅碑」に關して、京都大學人文科學研究所所藏石刻拓本資料（以下、人文拓と略する）（GEN7001X）によれば、二行目の「札」↓「扎」、「忽」↓「火」、注（ウ）にて「孔措」は「孔元措」の誤記とするが、拓影では「措」が小字であり、その上が白く文字が寫り込まないため本来存在する「元」の小字が見えないだけであらう。三行目「亞聖」の前に一字空格、五行目の「鑿」と「差」の間に「免」が脱落、六行目および七行目はともに一字上げ、七行目「之」と「子」の間に「後」が脱落、八行目「亞聖」は誤入である。末尾の日附の上に押印がある。續いて「故奉訓大夫襲封衍聖公世襲曲阜縣令墓銘」に關しては、人文拓（GEN3007X）は末尾の五字分を闕くが、これによれば三行目「權」↓「機」、六行目「承」と「爵」の間に「德郎」が脱落、「便宜」、「宣差」、「行省」の前はいずれも一字空格がある。「五十三代孫中議大夫襲封衍聖公神道碑銘」に關しては、人文拓（GEN0192X）によれば、二行目「天兵」、「林廟」、「制」、「夫子」の前に二字空格、「及」↓「暨」、四行目「軌」↓「範」、五行目「迺」↓「迺」、「林廟」の前に二字空格がある。

第五節のD「戊戌年鳳翔長春觀公據」に關しては、一三行目「密」↓「蜜」、二一行目および二四行目の「憑」↓「馮」。なお、「馮」字に關しては、本書を通じて「憑」に誤るケースが頻見する。また、關聯資料として挙げられる①「重修□□長春觀記」、②「重修磻溪長春成道宮記」、③「全眞第五代宗師長春演道主教真人內傳」について、今日、①と③は甘肅省博物館に所藏され、②は所在不明、本公據は故地に殘されるとするが、評者の二〇〇九年の現地調査によれば、③は陝西省寶雞縣磻溪宮遺址に現存するが、②および公據は存在しない。また、①は磻溪宮遺址に近接する鳳女樓の敷地堀の資材としてその殘片がはめ込まれている。E「乙巳年萊州神山洞給文」に關しては、五行目「仙」↓「僊」、九行目「裨」↓「裨」となる。

第二章第二節の「海潮禪院至元三年給文碑」に關して、山西省圖書館に所藏される三晉石刻研究會收集の拓本によれば、左截一行目「少林長老」の下に押字があり、二行目の末尾に「師孫玄都」、四行目の空欄二字目には「興」、その下は「知客道□」、五行目の空欄一字目には「慶」、二字目には「順」、末行の空欄には「韓」が入る。また、晉祠内の奉聖寺への言及に當たつて闕字の多い『山右石刻叢編』卷三〇「奉聖寺碑」が引用されるが、同碑に關しては光緒末年に劉大鵬によって編纂された『晉祠誌』により完全な録文が載せられる。これを参照することによって闕字箇所が多くが補填され、奉聖寺やその下院に關する分析はさらに精度を増すこととなる。なお、同史料は、第六節の晉祠至元四年碑の解讀に對しても有効である。

第三節の「蔚縣玉泉寺至元十七年聖旨碑」に關しては、二〇〇

九年に刊行された『蔚縣碑銘輯録』<sup>13</sup>に蔚州鎮玉皇閣（蔚縣舊縣城の北門門樓、現在の蔚縣博物館）に現存する「馬兒年諭旨碑」の碑陽として拓影と録文が載せられる。また、二〇〇四年には卜永堅「元代的道佛衝突——以河北省蔚縣浮圖村玉泉寺碑爲中心」<sup>14</sup>が發表され、現地碑刻調査に基づく録文が掲載される。これら拓影および録文によれば、「右截」三行目「宣慰司」、「達魯花赤」の後にそれぞれ「毎」が脱落、四行目は行替えせずに三行目に追い込み、五行目の「宣諭」は二字下げ、一〇、一一、一二行目の「釋迦牟尼佛」はいずれも一字下げ、一〇行目「系」↓「係」、一一行目「依自」は注（オ）にて推測される通り「依着」の誤り、一二行目「道」と「斷」の間に「已」が脱落、一七行目「俺」は一字下げ、最終行は行替えせずに二〇行目「聖旨俺底」の後に四字を空けて追い込み、「二月」の横の行間に小字で「寶」の記入がある。續いて「左截」に關しては、一行目「師耶」の下に繰り返しの「、、」があり「師耶耶」、三行目「和尚」の下に「毎」が脱落、五行目「（宣德府）寺」↓「等」、一〇行目「□」について注（キ）では先行研究の録文に「□」とある文字を空格の誤りと考へ、空格には「鼓」が入るのではないかと推測するが、拓影による限り「□」に間違いない。一三行目「處分」は次行に送り六字下げ、末尾の「至元十八年正月」は「處分」から三字空けて同じ行に續く。一四行目「東至（以下闕）」は一三行目と最終行の行間に記載される。なお、第七節の「阿識罕大王令旨碑」の文字補訂に關しては、村岡倫「モンゴル時代の山西平陽地區と諸王の權益——聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」より」<sup>16</sup>に詳しい。

最後に全體に關わる問題として、全眞教の宮觀と投下・位下と

の關係について觸れておきたい。この點については、本書において「モンゴル時代の道教は、宮觀や道士に宛てて帝室や行政が多くの文言を發給しているため、モンゴル政權の政治史、支配の構造、政權や投下の實狀、ならびに元朝史の諸問題を考える上でいくつかの材料を提供する」（二四三頁）と述べられるように、政治史の解明、中でもモンゴル政權の支配の構造にかかわる重要な問題と位置づけられる。モンゴル王族や功臣たちがその所領である位下や投下領内の宮觀に對して命令文を發給し得たことは、本書においても多くの事例に基づいて證明されるところである。一例として、第一章第五節に述べられるように、カサル家の當主シクドウル（勢都兒）が所領内の萊州神山洞に宛ててその權益を追認し、加號を行う令旨を發していることなどが挙げられよう。では、その逆もまた然りなのであろうか。つまり、宮觀に對して命令文を發給し得たという事實は、その發給者が宮觀の存在する地域を所領としたことの證しとなるのであろうか。

この問題を考えるために、第一章第七節にて取り上げられる二通の浮山縣天聖宮に宛てて發せられた給文を見つみよう。この給文に關しては、本書とは別に前掲の村岡論文において「この碑は道教文書であり、大王が行使しているのは、領地への支配權ではなく、漢地の政治機構・ないし經濟機構・宗教機構への支配權である」（村岡二〇一〇、二〇八頁）との本書著者の見解が載せられる。つまり、「大王」クビライは平陽を位下領とするジョチ家<sup>17</sup>がもつ領地への支配權とは異なる權益を有し、平陽路内の浮山縣天聖宮に對する支配權を行使することができたのである。これがモンケークビライー張志敬という人的な繋がりによって由來するもの



であったことは本書に明らかである。その一方で、第一章第五節では孟州靈都觀（宮）に宛てて發せられた墓志遠およびソルコクタニの命令文を基に、トルイ家の所領であった孟州が一二四五年段階でオゴデイ家の所管に屬し、さらに一二五〇年に再びトルイ家の所領として復活したとされる。また、ソルコクタニおよびフレグが涇陽重陽延壽宮に宛てて發した命令文を基に、當時の涇陽がトルイ家フレグの所領であり、その前後の時期の京兆周邊がトルイ家とオゴデイ家の複雑な所領關係にあつたとするなど、宮觀に對する命令文發給という事實を基に所領關係の變更が議論されるのである。ただし、浮山縣天聖宮に對してクビライが行使し得た支配權の形がその他の地域においても見られたとするならば、特定の宮觀に對する命令文發給という事實をもつて、その宮觀が位置する地域の所領關係を議論することには問題があるのではないだろうか。

この點に關しては、第二章第四節において、武宗カイシャンと苗道一との關係を基に、モンゴル王族と宗教者との關係が個人的な繋がりに立脚するものであり、チンギス汗が丘處機に宛てて發した命令文以來、教團全體ではなく特定の道士個人に宛てて文書が發給されたという指摘が鍵を握ると考える。これによれば、教團レベルのみならず、各宮觀レベルにおいても人的な繋がりがこそが權益の源であり、その繋がりが分地という面の中に點としての支配權を生じさせたこととなる。さらに言えば、そもそも分地を面としての廣がりをもつものと捉えること自体に問題があるのであらう。史料や諸研究において、分地はしばしば某路、某州、某縣などと行政單位を冠して表記される。ただし、その内部に目を

向ければ、そこには様々な繋がりに基づく權益關係が同時並行的に存在していることに氣づかされる。これら權益および支配關係が複雑に入り組んだ「點の集合體」としての分地像を想定する必要があるのではないだろうか。このように考えると、第二章第一節および第五節にて詳述される師弟關係に基づく住持の交替制「甲乙住持」とは、教團内部における師弟間での權益の繼承のみならず、その權益の源であるモンゴル貴顯との人的な繋がりがまでも保存し、これを後代に傳える仕組みであつたとみなし得よう。したがって、「甲乙住持」から師弟關係にとらわれず廣く諸方に住持を求める「十方住持」への變更は、そこに新たな人的關係を生み出す可能性（もしくは危険性）を秘めたものであり、問題は教團内部の利害關係に止まるものではなかつたと考えられるのである。

以上、評者自身の「讀み」を示そうとしながら、結局は本書の論旨に關わるような知見を示すことはできず、幾重にも重なるぶ厚い議論の周邊をさまよう程度の作業に終始することとなつてしまつた。やはり壁は大きく高かつたというのが讀後の率直な思いである。特に第一章第六節にて重陽萬壽宮の「大蒙古國累朝崇道恩命之碑」をめぐって展開される、全真教道士の手になる命令文の捏造や「聖旨の文字化」などの議論に原載論文において初めて觸れた時の驚きと興奮は忘れられない。全篇にちりばめられた著者の創見は、本書を自身で「讀む」ことでしか味わうことができな。さらに、各史料の解讀によつて明らみに出される支配や權力のあり方、權力を背景にして生み出されながら、次第に權力そのものへと姿を變える言葉の持つ力などの議論は、モンゴル時代

史や中國史、さらには歴史という枠にすらとどまるものではなく、世界の現状を理解する上でも大きな示唆を與えるものである。

## 註

- (1) 「元典章文書の構成」、「東洋史研究」第二三卷第四號、一九六五年。「元典章文書の研究」、「田中謙二著作集」第二卷、汲古書院、東京、二〇〇〇年。
- (2) 直譯體風白話文を扱った專論として、祖生利「元代白話碑文研究」（中國社會科學院研究生院博士學位論文、二〇〇〇年五月）がある。上篇はモンゴル語との對應關係に基づく語彙・語法の研究、下篇では徹底した拓本と現地調査による校勘および注釋を附した白話碑の網羅的な集成がなされるなど、文字通りの勞作である。一日も早い公刊が望まれる。
- (3) 『中國史研究』一九八四年第一期。
- (4) 初出は「勞貞一先生八秩榮慶論文集」（商務印書館、臺北、一九八六年）、「蒙元史新研」（允晨文化出版、臺北、一九九四年）に再録。
- (5) 澳亞周刊出版有限公司、澳門、二〇〇三年。
- (6) 名古屋大學出版會、名古屋、二〇〇六年。
- (7) 太宗即位之五年、新建國子學于燕京、御製宣諭二通。其一通、諭奪羅（解）（罽）等及十投下管匠等官。方是時、遣蒙古子弟一十八人、來習漢人語言文字、復掄漢人子弟二十二、攻習蒙古言語弓箭、命提領陳時可擇二名儒管（句）（勾）、并主守孔子廟道人馮志亨選秀士二人、通儒道人二人、分作四牌子教讀。不帥教者、以簡子量筆之、更權用燕京・眞定曆日銀、

建立夫子廟兩廡及肄業之舍。其子弟日給米人一升、麵如之、肉一斤、晚同給酒四缶、家糧之給亦一升、土著者皆不與。又於降戶每人撥小耆頭一名、以奉使令。此蛇兒年六月初九日所頒也。其一通、諭受學諸弟子員、習漢人文書之外、兼諧匠氏藝事、及藥材所用、彩色所出、地（理）州郡所紀、下至酒醴・麴蘖・水銀之造、食飲・烹飪之制、皆欲周覽旁通。仍戒飲酒、不可有違、而於習讀之事尤諄也。所頒之年月、與前同、不書何日。意稍後於前、亦不過旬日爾。後十六年、當定宗崩之明年、己酉十月望日、夫子廟住持賜紫知觀李志元始（襲）（襲）樂石、令重玄子葛志仙刊置學中。其左方序列四教讀弟子名、蒙古必闡赤自（禮）（札）古魯真以下凡十九人、漢人必闡赤自文宣奴而下凡二十八人。所謂必闡赤者、譯言書生也。其數比舊有所（如）（加）者、續有慕效而來者耳。又列羅・劉二通事、不著其名、又列宣授蒙古必闡赤四牌子總教馮志亨、宣授金牌提舉國子學事中書楊惟中、御前宣議國子學事仙孔八合議李志常、三人銜名。所謂八合議、譯言師傅也。惟中即楊文肅公、從事征行、勞烈甚著。餘若志元、志先、志亨、志常則皆黃冠師。當時制尙淳質、混儒道二者爲一、不復異別、有合於老易同用之旨、厥後（元）勳碩輔、頗有爲道家所薦而起者。濂謹按、蛇兒年六月九日、正金哀宗天興二年癸巳六月壬午也。金自宣宗以貞祐二年五月壬午遷汴、三年五月庚申、燕京入我職方。至是垂二十載、立學以教胄子、固惟其時。然竊獨怪、是年王師南征、圍汴蹴蔡、決策制勝、日不暇給、而我太宗乃以教育英才爲先務、而其爲教、又能達理事不二、鑿鑿見諸實用。神謀睿算、度越前王、天縱之聖、爲不可及已。列

聖有作、益修成均養士之制。百年以來、遂用人文化成天下、茲蓋其權（始也興）（興「始也」二字は細字注）者歟。石刻今藏京師、與御賜祭宣聖（王）（玉）碑、皆提舉學事者司之、每當代（云）（去）、出以相傳、且繫其名于籍、非惟不忘其本先、蓋亦慎之至也。濂因得而備記之、俾覽者知祖宗垂意學校文運之興、殆非一日。而纂修史臣或得以參考焉。（底本には「欽定日下舊聞考」（卷六七）、「欽定國子監志」（卷六一）、「畿輔通志」（卷一三九）所收の同史料によつて校訂を加えた。）

(8) なお、『欽定日下舊聞考』當該條の末尾には「原在城市門、今移改」の語が見える。

(9) 宋濂の傳記史料においては、至正九年における翰林國史院編修官への就任を固辭して龍門山に隠れたとされるが、黃潛が没した翌年の至正一八年に「門人翰林國史院編修官同郡」の宋濂が京師にあつた危素に行狀を送付して神道碑の撰述を依頼していることから（大元故翰林侍講學士中奉大夫知制誥同修國史同知經筵事贈中奉大夫江西等處行中書省參知政事護軍追封江夏郡公諡文獻黃公神道碑）、「危太樸文續集」卷二、同官への就任は明らかである。さらに、至正九年一月に皇太子アユシリダラ（愛猷識理達臘）の端本堂における學習開始を言祝ぐ「皇太子入學頌」を撰し、至正一五年三月にはアユシリダラへの玉册および冕服九旒の授與を祝つて「皇太子受玉册頌」を撰していることから見て、至正九年に同官に就任したことは間違いないであらう。

(10) 後代の事例ではあるが、『明史』卷一一三・后妃傳・太祖孝慈高皇后に「帝幸太學還、后問生徒幾何、帝曰數千。后曰人才衆矣。諸生有廩食、妻子將何所仰給。於是、立紅板倉積糧、賜其家。太學生家糧自后始」とあり、馬皇后の發案により太學生の妻子のために家糧が支給されたとある。

(11) 王二〇〇三（三二頁）はこれを「尔宣奴」に、宮二〇〇六（二五五頁）は「分宣奴」につくる。いずれもその基づく所は不明であるが、文字通り「文宣（王の）奴」と解すべきであらう。

(12) 諸テキストはいずれも「御前宣議」とするが、「宣議」の意を解することができない。誤字の可能性も考えられる。

(13) 鄧慶平編録、趙世瑜審訂、李新威主持訪拓、廣西師範大學出版社、桂林。

(14) 「華南研究資料中心通訊」第三五期。

(15) 本節の初出年次が一九九七年（『東洋文化學科年報』第一二號）であることを考えれば、これら後出の研究や資料集を用いて追加訂正を行うことは禁止手であるが、本書では原載初出が明記されず、また第二章第七節では二〇一〇年一月發行の村岡倫論文に言及することなどから、初出以降に手が加えられる可能性があつたと判断した。

(16) 「龍谷大學論集」第四七四・四七五合併號、二〇一〇年。

(17) 浮山縣を含む平陽路がジョチ家の位下領であり、一二三七年にバトゥが霍州に令旨を發令していることも周知に屬する。さらに、一二五一年には浮山縣に隣接する翼城縣において「拔都大王令旨」を權威の源とする平陽路都提河所が水争い

の調停を行っている事例を確認することができる。翼城縣の事例に關しては、拙稿「山西翼城喬澤廟金元水利碑考——以《大朝斷定使水日時記》爲中心——」（『山西大學學報』二〇一一年第三期）および拙著『分水と支配——金・モンゴル時代華北の水利と農業』（早稲田大學出版部、東京、二

〇一三年）第三章を参照されたい。

（18）『追手門學院大學文學部紀要』第三三號、一九九七年。

二〇一一年二月 東京 汲古書院  
 A五判 四六三三三三頁 一一〇〇〇圓